

○那覇市議会公印規程

昭和49年5月15日
議会訓令第4号

改正 昭和52年8月1日 議会訓令第2号
平成21年3月31日 議会訓令第4号
平成24年3月30日 議会訓令第3号

那覇市議会公印規程(1962年6月30日議会訓令第3号)の全部を改正する。

(通則)

第1条 本市議会の公印は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で公印とは、公文書に使用する議会印及び職印をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、様式、寸法、書体、使用区分、管守者及び個数は別表のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 公印の管守責任者は庶務課長とする。

(公印台帳)

第5条 公印を登録し、これを整理するため、庶務課に公印台帳(第1号様式)を備える。

(公印の調整及び改廃)

第6条 公印の調整、改刻又は廃棄は、庶務課長が議長の決裁を受けて行う。

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、決裁済みの原議を管守者に提示し、その承認を受けなければならない。

付 則

この規程は、昭和49年5月15日から施行する。

(中 略)

付 則 (平成21年3月31日議会訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日議会訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1

名称	様式 別掲	寸法	書体	使用区分	管守者	個数
那覇市議会印	い	方30ミリメートル	れい書	議会名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会議長印	ろ	方30ミリメートル	れい書	議長名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会副議長印	は	方30ミリメートル	れい書	副議長名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会常任委員長印	に	方25ミリメートル	れい書	常任委員会委員長名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会特別委員長印	ほ	方25ミリメートル	れい書	特別委員会委員長名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会運営委員長印	へ	方25ミリメートル	れい書	議会運営委員会委員長名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会事務局印	と	方30ミリメートル	れい書	議会事務局名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会事務局長印	ち	方24ミリメートル	れい書	局長名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会事務局課長印	り	方21ミリメートル	れい書	庶務課長名をもってする文書	庶務課長	1

別表第2

那 覇 市
議 会 印

い

那 覇 市
議 会
議 長 印

ろ

那 覇 市
議 会 副
議 長 印

は

那 覇 市 議
会 常 任 委
員 長 印

に

那 覇 市 議
会 特 別 委
員 長 印

ほ

那 覇 市 議
会 運 営 委
員 長 印

へ

那 覇 市
議 会 事
務 局 印

と

那 覇 市
議 会 事 務
局 長 印

ち

那 覇 市
議 会 事 務 局
課 長 印

り

様式 (省略)